



県章

山形県公報

令和7年3月21日（金）

第588号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則……………（人 事 課）…210
- 失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）…222
- 山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める
条例施行規則の一部を改正する規則……………（食品安全衛生課）…223
- 山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行
規則……………（子ども家庭福祉課）…225
- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行
規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）…227
- 山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（多様性・女性若者活躍課）…同
- 山形県立点字図書館条例施行規則の一部を改正する規則……………（障がい福祉課）…同
- 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等
を定める条例施行規則等の一部を改正する規則……………（ 同 ）…228
- 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正
する規則……………（産業技術イノベーション課）…229
- 山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（教 育 局）…230
- 山形県犯罪被害者等生活資金貸付規則の一部を改正する規則……………（警 察 本 部）…231

告 示

- 県議会定例会の閉会……………（財 政 課）…同
- 山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関す
る規程の一部を改正する規程……………（子ども成育支援課）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 同 ）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）…232
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）…同
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅……………（水産振興課）…同
- 基本測量の実施の通知……………（農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（庄内総合支庁農村計画課）…233
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…同
- 同……………（ 同 ）…同
- 一般国道の供用の開始……………（ 同 ）…234
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…同
- 同……………（ 同 ）…同
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁西置賜建設総務課）…同
- 同……………（庄内総合支庁建設総務課）…235
- 同……………（ 同 ）…同
- 一般国道の供用の開始……………（ 同 ）…同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…236
- 同……………（ 同 ）…同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局）…同

議 会 関 係

告 示

○山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程……………237

教育委員会関係

規 則

○山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 同

公安委員会関係

規 則

○山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………238

企 業 局 関 係

規 程

○山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程…………… 同
○山形県企業局就業規程の一部を改正する規程……………239
○山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程…………… 同

病院事業局関係

規 程

○山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程……………240
○山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程…………… 同
○山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程…………… 同

公 告

○令和 7 年度調理師試験の実施……………（食品安全衛生課）…246
○大規模小売店舗の変更の届出……………（商業振興・経営支援課）… 同

規 則

技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第 2 号

技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則

（技能労務職員に関する規則の一部改正）

第 1 条 技能労務職員に関する規則（昭和33年 4 月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第11条第 1 項ただし書に規定する行政 9 級職員等及び同条第 3 項に規定する行政 8 級職員等」を「第 6 条第 3 項第 2 号に掲げる職員等」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1

技 能 労 務 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	171,200	233,600	269,300	303,400
	2	172,400	235,100	270,400	304,900
	3	173,600	236,700	271,400	306,400
	4	174,800	238,200	272,400	307,800
	5	175,800	239,700	273,400	309,200
	6	177,000	241,200	274,400	310,400
	7	178,300	242,700	275,400	311,400
	8	179,500	244,300	276,400	312,600
	9	180,600	245,800	277,500	313,800
	10	181,700	247,200	278,500	315,400
	11	182,800	248,600	279,500	317,100
	12	183,900	250,100	280,600	318,700
	13	185,100	251,300	281,600	320,200
	14	186,200	252,500	282,900	321,800
	15	187,500	253,700	284,200	323,500
	16	188,600	254,900	285,500	325,100
	17	189,700	256,000	286,800	326,600
	18	191,500	257,200	288,100	328,300
	19	193,100	258,300	289,300	330,000
	20	194,700	259,400	290,600	331,600
	21	196,400	260,400	291,700	333,000
	22	198,200	261,400	292,900	334,700
	23	199,800	262,400	294,200	336,500
	24	201,400	263,400	295,500	338,100
	25	203,200	264,500	296,900	339,300
	26	204,900	265,400	297,900	341,200
	27	206,600	266,300	298,900	343,000
	28	208,400	267,200	300,000	344,600
	29	209,800	268,000	301,100	346,100
	30	211,400	268,800	302,300	347,700
	31	213,000	269,600	303,500	349,400
	32	214,500	270,500	304,700	351,000
	33	216,200	271,200	305,900	352,700
	34	217,800	272,000	307,200	354,600

	35	219,500	272,800	308,500	356,400
	36	221,200	273,500	309,900	358,200
	37	222,900	274,200	311,200	359,700
	38	224,700	275,000	312,500	361,100
	39	226,200	275,800	313,800	362,600
	40	227,800	276,500	315,100	364,000
	41	229,100	277,300	316,500	365,500
	42	230,200	278,100	317,800	366,300
	43	231,400	278,900	319,100	367,400
	44	232,500	279,600	320,200	368,400
	45	233,600	280,300	321,100	369,300
	46	234,700	281,000	322,400	370,400
	47	235,800	281,700	323,800	371,300
	48	236,900	282,400	325,100	372,300
定	49	238,100	283,100	326,300	373,200
年	50	239,100	283,900	327,600	373,900
前	51	240,100	284,600	328,800	374,600
	52	241,000	285,300	330,100	375,200
再	53	241,900	285,900	331,400	375,600
任	54	242,800	286,600	332,500	376,200
	55	243,600	287,200	333,600	377,000
用	56	244,500	287,900	334,700	377,700
	57	245,200	288,500	335,400	378,000
短	58	245,800	289,200	336,300	378,700
時	59	246,400	289,800	337,100	379,400
	60	247,000	290,600	337,900	380,000
間	61	247,600	291,200	338,700	380,300
	62	248,200	291,900	339,100	380,800
勤	63	248,800	292,500	339,700	381,500
	64	249,300	293,000	340,500	382,100
務	65	249,800	293,500	341,300	382,400
	66	250,200	294,100	342,000	383,000
職	67	250,600	294,600	342,700	383,700
	68	250,900	295,200	343,300	384,300
員	69	251,200	295,700	343,800	384,700
以	70	251,500	296,200	344,400	385,200
	71	251,800	296,900	344,900	385,800
外	72	252,100	297,500	345,500	386,300
の	73	252,400	298,000	345,800	386,800

職 員	74	252,700	298,500	346,300	387,400
	75	253,000	298,900	346,700	387,900
	76	253,300	299,300	347,100	388,200
	77	253,600	299,400	347,500	388,600
	78	253,900	299,700	348,000	389,200
	79	254,200	299,900	348,500	389,600
	80	254,500	300,200	349,000	390,000
	81	254,800	300,400	349,300	390,400
	82	255,100	300,600	349,700	390,900
	83	255,400	300,900	350,200	391,300
	84	255,700	301,100	350,600	391,700
	85	256,000	301,400	350,900	392,000
	86	256,300	301,700	351,300	
	87	256,600	302,000	351,700	
	88	256,900	302,300	352,100	
	89	257,300	302,600	352,300	
	90	257,600	303,000	352,700	
	91	257,900	303,300	353,200	
	92	258,200	303,700	353,600	
	93	258,500	303,800	353,700	
	94	258,800	304,000	354,200	
	95	259,100	304,400	354,600	
	96	259,400	304,800	354,900	
	97	259,700	305,000	355,200	
	98	260,000	305,300	355,600	
	99	260,300	305,700	356,000	
	100	260,600	306,100	356,400	
	101	260,900	306,300	356,900	
	102	261,200	306,600	357,300	
	103	261,500	306,900	357,700	
	104	261,800	307,200	358,100	
	105	262,100	307,400	358,600	
	106		307,700	359,000	
	107		308,000	359,300	
	108		308,300	359,600	
	109		308,500	360,100	
	110		308,900		
	111		309,400		
	112		309,700		

	113		309,800		
	114		310,100		
	115		310,400		
	116		310,800		
	117		311,000		
	118		311,200		
	119		311,500		
	120		311,800		
	121		312,200		
	122		312,400		
	123		312,700		
	124		313,000		
	125		313,300		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		201,000	231,000	252,400	284,100

備考 この表は、会計年度任用職員以外の職員に適用する。

2	2	1	1
3	3	1	1
4	4	1	1
5	5	1	1
6	6	2	2
7	7	3	3
8	8	4	4
9	9	5	5
10	10	6	6
11	11	7	7
12	12	8	8
13	13	9	9
14	14	10	10
15	15	11	11
16	16	12	12
17	17	13	13
18	18	14	14
19	19	15	15
20	20	16	16
21	21	17	17
22	22	18	18
23	23	19	19
24	24	20	20
25	25	21	21
26	26	22	22
27	27	23	23

別表第 4 の 2 中

を

に改める。

28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
37	38
38	39
38	40
39	41
39	42
40	43
40	44
41	45
42	45
43	45
44	46
45	46
45	46
46	47
46	47
47	47
47	48
48	48
48	48
49	49
49	49
49	49
49	49
49	50
49	50
50	50
50	51
50	51
50	51
50	52
51	52
51	52
51	53
51	53
51	53
52	53
52	54
52	54
52	54

24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
33	34
34	35
34	36
35	37
35	37
36	37
36	38
37	38
38	38
39	39
40	39
41	39
41	40
42	40
42	40
43	41
43	41
44	41
44	42
45	42
45	42
45	43
45	43
45	43
46	44
46	44
46	44
46	45
46	45
47	45
47	45
47	46
47	46
47	46
48	46
48	47
48	47
48	47
48	47

53	55
53	55
53	55
53	55
53	55
54	55
54	55
54	56
54	56
54	56
55	56
55	56
55	56
55	56
55	57
56	57
56	57
56	57
56	57
56	57
56	57
56	
56	
56	
57	
57	
57	
57	
57	
57	
57	
57	
57	

49	47
49	47
49	47
49	48
49	48
50	48
50	48
50	48
50	48
50	48
51	49
51	49
51	49
51	49
51	49
52	49
52	49
52	
52	
52	
52	
52	
52	
52	
53	
53	
53	
53	
53	
53	
53	
53	
53	

17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31

21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35

別表第 4 の 3 中

を

に、

を

32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
54	53
56	54
58	55
60	56
61	57
62	58
63	59
64	60
66	63
68	66
70	69
72	72
77	75
82	78
87	81
92	84
97	88
102	92
107	99
116	106
125	113
125	113
125	113
125	113
125	113
125	113
125	113
125	113

36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
54	53
56	54
58	55
60	56
61	59
62	62
63	65
64	68
66	71
68	74
70	77
72	80
77	84
82	88
87	95
92	102
97	109
102	109
107	109
116	109
125	109
125	109
125	109
125	109
125	109
125	109
125	109
125	109
125	109

110	105	125
111	105	125
112	105	125
113	105	125

[illegible]

110	105	
111	105	
112	105	
113	105	

に改める。

(技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則（平成18年3月県規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則別表第 1 中	114	を	110	に改める。
	115		111	
	116		112	
	117		113	
	118		114	
	119		115	
	120		116	
	121		117	

122	118
123	119
124	120
125	121

附則別表第 2 を次のように改める。

附則別表第 2

技能労務職特例給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給
	4 級
110	50
111	50
112	50
113	51
114	51
115	51
116	52
117	52
118	52
119	53
120	53
121	53

備考 この表の昇格後の号給の欄中「4 級」とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

附則別表第 2 の 2 中	114	を	110	に改める。
	115		111	
	116		112	
	117		113	
	118		114	
	119		115	
	120		116	
	121		117	
	122		118	
	123		119	
	124		120	
	125		121	

附 則

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において技能労務職員に関する規則別表第 1 に規定する技能労務職給料表又は技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則（平成18年 3 月県規則第38号）附則別表第 1 に規定する技能労務職特例給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

附則別表

号給の切替表

イ 技能労務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	1
7	3	1
8	4	1
9	5	1
10	6	2
11	7	3
12	8	4
13	9	5
14	10	6
15	11	7
16	12	8
17	13	9
18	14	10
19	15	11
20	16	12
21	17	13
22	18	14
23	19	15
24	20	16
25	21	17
26	22	18
27	23	19
28	24	20
29	25	21
30	26	22
31	27	23
32	28	24
33	29	25
34	30	26
35	31	27
36	32	28
37	33	29
38	34	30
39	35	31
40	36	32
41	37	33
42	38	34
43	39	35
44	40	36
45	41	37
46	42	38
47	43	39

48	44	40
49	45	41
50	46	42
51	47	43
52	48	44
53	49	45
54	50	46
55	51	47
56	52	48
57	53	49
58	54	50
59	55	51
60	56	52
61	57	53
62	58	54
63	59	55
64	60	56
65	61	57
66	62	58
67	63	59
68	64	60
69	65	61
70	66	62
71	67	63
72	68	64
73	69	65
74	70	66
75	71	67
76	72	68
77	73	69
78	74	70
79	75	71
80	76	72
81	77	73
82	78	74
83	79	75
84	80	76
85	81	77
86	82	78
87	83	79
88	84	80
89	85	81
90	86	82
91	87	83
92	88	84
93	89	85
94	90	
95	91	
96	92	

97	93	
98	94	
99	95	
100	96	
101	97	
102	98	
103	99	
104	100	
105	101	
106	102	
107	103	
108	104	
109	105	
110	106	
111	107	
112	108	
113	109	

ロ 技能労務職特例給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級
	3 級
114	110
115	111
116	112
117	113
118	114
119	115
120	116
121	117
122	118
123	119
124	120
125	121

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第3号

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当の支給に関する規則（昭和50年11月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「就業手当に相当する退職手当又は」を削る。

第22条第1項中「第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第9号の4）に、同号ロを「第56条の3第1項第1号」に、「別記様式第9号の5）に、同号ロを「別記様式第9号の5）に、同号」に改める。

別記様式第9号の4を次のように改める。

様式第9号の4 削除

別記様式第9号の5（表）中「㊟」を削り、同様式（表）に次の注書を加える。

（注） 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

別記様式第9号の6（表）中「㊟」を削り、同様式（表）に次の注書を加える。

（注） 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。
別記様式第10号（表）中「㊟」を削り、同様式（表）に次の注書を加える。

（注） 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の別記様式第9号の5から別記様式第10号までの規定により使用されている書類は、改正後の別記様式第9号の5から別記様式第10号までの規定によるものとみなす。

山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第4号

山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例施行規則（平成24年3月県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「㉠」の「㉠」を「㉠において」に改め、「㉠において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に、「もの」を「もの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「㉠において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「㉠において衛生工学又は水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に、「もの」を「もの（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第3号中「㉠において」を「（次号において「短期大学等」という。）㉠において」に、「後」を「後。次号並びに次条第1号及び第2号において同じ。）」に、「水道」を「水道等」に、「者」を「者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第8号中「水道に」を「水道等に」に、「もの」を「もの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に、「者」を「者（それぞれ当該各号に規定する水道等に係る年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第9号とし、同条第6号中「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に、「もの」を「もの（第1号卒業者にあっては1年以上、第2号卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」に改め、同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に、「者」を「者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第7号とし、同条第4号中「㉠において」を「（次号において「高等学校等」という。）㉠において」に、「水道」を「水道等」に、「者」を「者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第5号とし、同条の次に次の1号を加える。

- （6）高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- （4）短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条に次の1号を加える。

- （11）建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条に次の1項を加える。

2 1日に給水することができる最大の水量（以下「1日最大給水量」という。）が25,000立方メートル以下である水道用水供給事業（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第4項に規定する水道用水供給事業をいう。以下同じ。）の用に供する水道については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号卒業者にあっては1年以上、第2号卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」とあるのは「1年以上、第2号卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第9号中「年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等に係る年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等に係る年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と読み替えるものとする。

第4条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者にあっては3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。次号及び第4号において同じ。）にあっては5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者にあっては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者にあっては4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者にあっては6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号及び第7号を削り、同項第8号中「第1号、第3号又は第4号」を「前条第1項第1号、第3号又は第5号」に、「薬学に関する」を「薬学の」に、「学科目」を「課程」に、「第1号に」を「同項第1号に」に、「第3号に」を「同項第3号に」に改め、「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を削り、「、第4号」を「、同項第5号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第9号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目、第3号若しくは第4号に規定する課程又は第7号若しくは」を「、第2号又は」に、「学科目に」を「課程に」に改め、「又は学科目」を削り、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了している者

第4条第1項中第10号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第4条第1項第11号を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 1日最大給水量が25,000立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道又は1日最大給水量が10,000立方メートル以下である専用水道（水道法第3条第6項に規定する専用水道をいう。）については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「年数以上」とあるのは「年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 2 山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年3月県規則第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「改正後の第3条第8号及び第4条第1項第10号」を「第3条第1項第10号及び第4条第1項第7号」に改める。

山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第5号

山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

- 第1条 この規則は、山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年3月県条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

- 第2条 この規則において使用する用語は、条例及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）において使用する用語の例による。

（安全計画）

- 第3条 条例第7条第1項の規則で定める安全に関する事項は、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設の外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項とする。

（業務継続計画の策定等）

- 第4条 一時保護施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

- 3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（設備の基準）

- 第5条 条例第15条第1項第1号の児童の居室の1室の定員は、4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とする。ただし、当該児童の居室が乳児又は幼児のみの居室である場合の1室の定員は、6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする。

- 2 前項の児童の居室が少年の居室である場合の1室の定員は、1人とするよう努めるとともに、その面積は、

8平方メートル以上とするよう努めることとする。ただし、少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けることとする。

（職員）

第6条 条例第18条第1項の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1以上とする。

2 条例第18条第1項の心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1以上とする。

3 条例第18条第1項の学習指導員は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

（夜間の職員配置）

第7条 条例第19条第1項の規則で定める数は、次の各号に掲げる一時保護施設の区分に応じ、当該各号に定める数とする。ただし、第2号の一時保護施設における数の総数は、2を下ることはできない。

（1）ユニットを整備していないもの 2以上

（2）ユニットを整備しているもの ユニットごとに1以上

（研修）

第8条 条例第20条第4項の規則で定める研修は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「府令」という。）第20条第4項に規定する一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修とする。

（児童指導員の資格）

第9条 条例第21条第1号の規則で定める学校等は、府令第21条第1項第1号に規定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設とする。

2 条例第21条第8号の規則で定める者は、府令第21条第1項第8号に規定する文部科学大臣が認定した者とする。

（衛生管理等）

第10条 条例第25条第2項の規則で定める措置は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施することとする。

（食事）

第11条 一時保護施設は、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（条例第24条第1項の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第12条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（関係機関との連携）

第13条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等の関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

（一時保護施設に備える帳簿）

第14条 一時保護施設は、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。

（苦情への対応）

第15条 知事は、条例第30条の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第16条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第6号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「乳児院」を「乳児院、母子生活支援施設」に改める。

第29条第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第29条第2号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第7号

山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県男女共同参画センター条例施行規則（平成13年3月県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表中

600円
250円

 を

640円
270円

 に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

山形県立点字図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第8号

山形県立点字図書館条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立点字図書館条例施行規則（昭和53年5月県規則第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県視覚障がい者情報センター条例施行規則

第1条中「山形県立点字図書館条例」を「山形県視覚障がい者情報センター条例」に改める。

第2条中「山形県立点字図書館」を「山形県視覚障がい者情報センター」に、「点字図書館」を「センター」に改める。

第3条中「点字図書館」を「センター」に改める。

第4条中「点字図書館」を「センターの」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第 9 号**山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則**

（山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第 1 条 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年 3 月県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号及び第 6 項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第 2 条 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年 3 月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号及び第 2 項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第 3 条 山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年 3 月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 4 号及び第10項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第 4 条 山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年 3 月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 6 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第14項中「の生活相談員、栄養士」を「の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第 1 号から第 3 号までの規定中「又は」を「若しくは管理栄養士又は」に改め、同項第 4 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第 5 条 山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年 3 月県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 5 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第 9 項中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改める。

第35条第 1 項第 5 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第 9 項中「の生活相談員、栄養士」を「の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第 1 号から第 3 号までの規定中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第 4 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第12項中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改める。

（山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第 6 条 山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年 3 月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第12項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

（山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第 7 条 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年 3 月県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第69条第 4 項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第 8 条 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年 3 月県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第39条第 5 項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第 9 条 山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年 3 月県規則第 25号）の一部を次のように改正する。

第32条第 4 項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第10条 山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年 3 月県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第33条第 5 項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第11条 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年 3 月県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第98条第 1 項第 4 号、第125条第 1 項第 3 号並びに第129条第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第12条 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年 3 月県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第92条第 1 項第 4 号、第120条第 1 項第 3 号並びに第124条第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（山形県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第13条 山形県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（令和 6 年 3 月県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 号中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第10号

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表中「

双腕型協働ロボット	1 時間	1, 920円
-----------	------	---------

」を

「

双腕型協働ロボット	1 時間	1, 920円
卓上ロボット	1 時間	640円

」に、

「

環境型微細プレス加工装置	30分	3, 510円
光学設計システム	30分	790円

」を

「

環境型微細プレス加工装置	30分	3, 510円
--------------	-----	---------

」に、

「

通電焼結装置	1 時間	5, 240円
--------	------	---------

」を

「

真空熱処理炉	1 時間	2, 410円
通電焼結装置	1 時間	5, 240円

」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第11号

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生涯学習センター条例施行規則（平成 2 年 7 月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表中	「			を	「			に
	6, 270円	8, 960円	9, 400円		6, 800円	9, 720円	10, 200円	
	2, 670円	3, 820円	4, 010円		2, 850円	4, 080円	4, 280円	
	1, 470円	2, 110円	2, 210円		1, 590円	2, 280円	2, 390円	
	1, 420円	2, 030円	2, 130円		1, 540円	2, 200円	2, 310円	
	800円	1, 150円	1, 200円		860円	1, 240円	1, 300円	
	520円	750円	780円		560円	800円	840円	
	510円	740円	770円		560円	800円	840円	
	1, 190円	1, 700円	1, 780円		1, 280円	1, 830円	1, 920円	
	1, 220円	1, 750円	1, 830円		1, 280円	1, 840円	1, 930円	
	1, 170円	1, 680円	1, 760円		1, 260円	1, 810円	1, 900円	
」			」			」		

改め、同別表第 2 項の表中

「	同時通訳 設備	同時通訳装置（ホール用） 受信機	一式 1 台	14, 700円 100円	を
		展示パネル	1 枚	20円	
」					に改め、同別表第 4 項の
「		展示パネル	1 枚	20円	
」					

表中	「			を	「			に改める。
	2, 310円	2, 640円	2, 310円		2, 480円	2, 840円	2, 480円	
	880円	1, 010円	880円		940円	1, 080円	940円	
」			」					

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

山形県犯罪被害者等生活資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第12号

山形県犯罪被害者等生活資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県犯罪被害者等生活資金貸付規則（平成20年 3 月県規則第53号）の一部を次のように改正する。
第 4 条各号中「30万円」を「100万円」に改める。
第 6 条第 1 項の表遺族の項第 6 号を削り、同表犯罪被害者の項第 3 号中「及び印鑑登録証明書」を削り、同条第 2 項中「、印鑑登録証明書」を削る。
第13条第 2 項中「、印鑑登録証明書」を削る。
別記様式第 1 号中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の別記様式第 1 号の規定による用紙については、当分の間、使用することができる。

告 示

山形県告示第185号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第 1 項の規定により令和 7 年 2 月19日招集した山形県議会定例会は、同年 3 月19日閉会した。
令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第186号

山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する規程の一部を改正する規程

山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する規程（平成18年10月県告示第932号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 3 項第 1 号ロ中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。
附 則
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

山形県告示第187号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社さわやか倶楽部	さわやかサンメイトきらら 米沢市徳町 4 番26号	特定施設入居者生 活介護	令和 7. 3. 1

山形県告示第188号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。
令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社さわやか倶楽部	さわやかサンメイトきらら 米沢市徳町4番26号	介護予防特定施設 入居者生活介護	令和7.3.1

山形県告示第189号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和7年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社三友医療	介護付有料老人ホームサンメイトきらら 米沢市徳町4番26号	特定施設入居者生活介護	令和7.2.28

山形県告示第190号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和7年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社三友医療	介護付有料老人ホームサンメイトきらら 米沢市徳町4番26号	介護予防特定施設 入居者生活介護	令和7.2.28

山形県告示第191号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、令和3年3月県告示第177号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和7年3月18日限り消滅した。

令和7年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

加入区の名称	区 域
飛 島 加 入 区	酒田市飛島の区域

山形県告示第192号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和7年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 基本測量を実施する地域
山形市及び上山市
- 基本測量を実施する期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 作業の種類
基本測量（火山基本図作成）

山形県告示第193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、袖浦土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 助 弘	酒田市黒森戊80番地

山形県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 3 月 21 日から同年 4 月 4 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 113号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東置賜郡川西町大字西大塚字岡原2412番 1 から 南陽市和田字深田3536番 1 まで	旧	0.0 メートル } 0.0	メートル 0
同 上	新	71.2 メートル } 10.2	メートル 4,834

山形県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 3 月 21 日から同年 4 月 4 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 赤湯停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市二色根字堤端75番 6 から 同 上氷堂 8 番 3 まで	旧	45.2 メートル } 10.0	メートル 164
南陽市二色根字堤端75番 6 から 同 上氷堂 7 番 5 まで	新	45.2 メートル } 18.0	同 上

山形県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 3 月 21 日から同年 4 月 4 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 399号
- 2 供用開始の区間 南陽市三間通字東蕨田18番 2 から
同 14番 1 まで
- 3 供用開始の期日 令和 7 年 3 月 24 日

山形県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 3 月 21 日から同年 4 月 4 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 赤湯停車場線
- 2 供用開始の区間 南陽市三間通字中蕨田25番 4 から
同 赤湯字西川原2824番50まで
- 3 供用開始の期日 令和 7 年 3 月 24 日

山形県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 3 月 21 日から同年 4 月 4 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 赤湯停車場線
- 2 供用開始の区間 南陽市二色根字堤端75番 6 から
同 上氷堂 7 番 5 まで
- 3 供用開始の期日 令和 7 年 3 月 24 日

山形県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和 7 年 3 月 21 日から同年 4 月 4 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 113号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
長井市今泉字八景2806番から 東置賜郡川西町大字西大塚字岡原2412番 1 まで	旧	0.0 メートル } 0.0	メートル 0
同 上	新	47.6 メートル } 10.2	メートル 2,728

山形県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 3 月 21 日から同年 4 月 4 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 酒田遊佐線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市上野曽根字上中割163番から 同 下中割109番 2 まで	旧	43.8 メートル } 12.9	238 メートル
酒田市上野曽根字郷野目端120番から 同 北割沖32番 5 まで		113.8 メートル } 9.3	1,280 メートル
酒田市上野曽根字見通102番から 同 北割沖32番 5 まで	新	23.4 メートル } 13.2	105 メートル

山形県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 3 月 21 日から同年 4 月 4 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 安田砂越停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市上野曽根字郷野目端48番 1 から 同 121番まで	旧	36.7 メートル } 36.2	3 メートル
酒田市上野曽根字上中割144番 3 から 同 郷野目端121番まで	新	43.5 メートル } 12.9	253 メートル

山形県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 3 月 21 日から同年 4 月 4 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 344号
- 2 供用開始の区間 酒田市上野曽根字上中割144番 3 から
同 下中割150番まで
- 3 供用開始の期日 令和 7 年 3 月 21 日

山形県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 3 月 21 日から同年 4 月 4 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 酒田遊佐線
- 2 供用開始の区間 酒田市上野曾根字見通102番から
同 北割沖32番 5 まで
- 3 供用開始の期日 令和 7 年 3 月 21 日

山形県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 3 月 21 日から同年 4 月 4 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 安田砂越停車場線
- 2 供用開始の区間 酒田市上野曾根字上中割144番 3 から
同 郷野目端121番まで
- 3 供用開始の期日 令和 7 年 3 月 21 日

山形県告示第205号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年 8 月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中 「株式会社北都銀行 酒田支店」 を 「株式会社北都銀行 酒田本町支店」 に改める。

別表第 6 中 「 " 櫛引支所」 を 「 " 南部支所」 に、

「 " 朝日支所 鶴岡市下名川字落合 7 番地」 を 「 " 朝日出張所 鶴岡市下名川字落合 7 番地」 に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。ただし、別表第 6 の改正規定は、同年 4 月 14 日から施行する。

議 会 関 係

告 示

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月21日

山形県議会議長 田 澤 伸 一

山形県議会告示第1号

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年3月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第7号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第8号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「番号」を「番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」に改め、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第4条第1号ニ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第3号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改める。

第6条中「次に定める」を「次に掲げる」に改め、同条第2号中「の項目」を「（前条第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目」に改める。

第9条第8項中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に「その他」を「又は」に改める。

第10条第5項及び第6項中「規則で」を「議長が」に改める。

第11条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、令和7年3月24日から施行する。

教 育 委 員 会 関 係

規 則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会規則第2号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の9第2項第2号中「、条例第6条の3第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を削る。

別表その他の項第13号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「をいう」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして県教育委員会が定める事由に伴うその子の世話又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち県教育委員会が定めるものへの参加をいう」に改める。

別記様式第3号の備考第5項中「名称等」を「名称等を記入し、学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴う子の世話のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄等及び当該休業等の状況を記入し、子の教育又は保育に係る行事への参加のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄等及び当該行事の名称等」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会関係

規 則

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

山 形 県 公 安 委 員 会
委 員 長 北 村 正 敏

山形県公安委員会規則第 6 号

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和元年12月県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 1 号）の項を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第 1 号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年 2 月県電気事業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」を「及び寒冷地手当」に改める。

第 2 条の 4 に次の 1 項を加える。

2 条例第 7 条の 2 第 2 項の異動若しくは公署の移転に準ずるものとして管理者が定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 地方公務員法第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされること。

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が定めるもの

第 2 条の 5 第 4 項第 7 号中「山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年 8 月条例第30号）第 4 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける者若しくは前条各号に掲げる者であつた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改める。

第 5 条の 3 第 2 項中「とする」を「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）とする」に改め、同条第 3 項中「職員に」を「職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に」に改める。

第 9 条の 2 第 2 項及び第 3 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（改正後の山形県企業局職員の給与の支給に関する規程における暫定再任用職員に対する経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第63号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2

項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された企業局の企業職員をいう。次項において同じ。）に対する改正後の第2条の4第2項第1号の規定の適用については、同号中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項」と、「同法」とあるのは「地方公務員法」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定による採用に係る任期が満了した日」とする。

- 3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の第5条の3第2項及び第3項の規定を適用する。

山形県企業管理規程第2号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月21日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第19条第7項第2号中「、第18条の規定による請求にあつては3歳に、前条の規定による請求にあつては」を削る。

第19条の2第1項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

別表第3その他の項第13号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「をいう」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして管理者が定める事由に伴うその子の世話又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をいう」に改める。

別記様式第13号の注書第5項中「名称等」を「名称等を記入し、学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴う子の世話のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄等及び当該休業等の状況を記入し、子の教育又は保育に係る行事への参加のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄等及び当該行事の名称等」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

山形県企業管理規程第3号

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月21日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の人事に関する手続規程（平成22年3月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第 1 号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年 3 月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第22条中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第23条第 7 項第 2 号中「、第22条の規定による請求にあつては3 歳に、前条の規定による請求にあつては」を削る。

第24条中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

別表第 3 その他の項第20号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「をいう」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして管理者が定める事由に伴うその子の世話又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をいう」に改める。

別記様式第21号の注書第 5 項中「名称等」を「名称等を記入し、学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴う子の世話のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄等及び当該休業等の状況を記入し、子の教育又は保育に係る行事への参加のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄等及び当該行事の名称等」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

山形県病院事業管理規程第 2 号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年 3 月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第30条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

山形県病院事業管理規程第 3 号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年 3 月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第 9 条に次の 1 項を加える。

4 病院給与条例第 8 条第 3 項の異動若しくは公署の移転に準ずるものとして管理者が定めるものは、次に掲げるものとする。

（1）地方公務員法第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされること。

（2）前号に掲げるもののほか、管理者が定めるもの

第10条第3項を削り、同条第4項第7号中「病院給与条例第8条第3項に規定する給与条例適用者等から人事交流等により引き続き第4条第1項に規定する」を「新たに」に改め、同項を同条第3項とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1

医 療 職 給 料 表

医療職給料表(3)

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	209,600	243,300	286,100	299,700	324,200	367,500	422,600
	2	211,500	245,600	286,600	300,300	325,200	369,300	424,900
	3	213,300	247,800	287,100	300,900	326,200	371,000	427,100
	4	215,000	250,100	287,600	301,400	327,200	372,700	429,300
	5	216,700	252,300	288,100	301,900	328,200	374,500	431,100
	6	218,600	253,400	288,600	302,400	329,500	376,500	433,100
	7	220,500	254,300	289,100	303,200	330,700	378,600	434,900
	8	222,200	255,400	289,600	303,700	331,900	380,700	436,900
	9	224,000	256,500	290,200	304,200	333,000	382,400	438,600
	10	226,100	257,700	290,700	304,800	334,200	384,500	440,300
	11	228,000	258,800	291,200	305,400	335,300	386,700	442,000
	12	230,100	260,100	291,700	305,900	336,500	388,700	443,600
	13	232,100	261,100	292,200	306,400	337,600	390,600	444,900
	14	234,100	261,800	292,700	307,100	338,800	392,200	446,200
	15	236,300	262,500	293,200	307,800	339,900	394,100	447,800
	16	238,300	263,400	293,700	308,500	341,000	395,900	449,400
	17	240,500	264,600	294,200	309,200	342,100	397,600	451,100
	18	242,600	265,700	294,700	310,200	343,400	399,300	452,700
	19	244,700	266,800	295,200	311,100	344,500	401,200	454,100
	20	246,800	267,900	295,700	312,000	345,600	403,000	455,500
	21	248,900	269,000	296,200	312,800	346,700	404,700	456,700
	22	250,700	270,100	296,800	313,700	347,900	406,400	458,000
	23	251,900	271,300	297,300	314,600	349,000	408,200	459,300
	24	253,000	272,400	297,800	315,500	350,200	409,900	460,800
	25	254,100	273,400	298,300	316,400	351,300	411,600	461,800
	26	255,000	274,500	298,900	317,300	352,600	413,300	462,500
	27	255,900	275,600	299,700	318,200	353,900	415,200	463,300
	28	256,800	276,600	300,500	319,100	355,200	417,000	463,900
	29	257,700	277,700	301,200	319,900	356,500	418,500	464,900
	30	258,500	278,400	302,000	321,000	358,000	420,000	465,600
	31	259,200	279,100	302,800	322,100	359,500	421,500	466,400

	32	259, 900	279, 800	303, 700	323, 300	361, 000	422, 900	467, 200
	33	260, 700	280, 500	304, 400	324, 400	362, 200	424, 000	467, 900
	34	261, 500	281, 100	305, 200	325, 500	363, 700	425, 100	468, 600
	35	262, 300	281, 600	306, 000	326, 600	365, 200	426, 200	469, 300
	36	263, 000	282, 100	306, 700	327, 700	366, 600	427, 500	470, 100
	37	263, 800	282, 600	307, 500	328, 800	368, 100	428, 800	470, 900
	38	264, 700	283, 200	308, 300	330, 100	369, 100	429, 900	471, 700
	39	265, 600	283, 800	309, 100	331, 200	370, 500	431, 100	472, 400
	40	266, 400	284, 300	310, 000	332, 300	371, 800	432, 200	473, 100
	41	267, 200	284, 700	310, 700	333, 100	373, 100	433, 400	473, 900
	42	268, 100	285, 200	311, 700	334, 200	374, 500	434, 400	
	43	268, 900	285, 700	312, 700	335, 300	375, 800	435, 500	
	44	269, 700	286, 200	313, 600	336, 400	377, 200	436, 600	
	45	270, 600	286, 700	314, 500	337, 400	378, 700	437, 700	
	46	271, 300	287, 200	315, 500	338, 400	379, 900	438, 200	
	47	272, 000	287, 700	316, 600	339, 400	381, 100	438, 800	
	48	272, 600	288, 200	317, 500	340, 400	382, 300	439, 200	
	49	273, 200	288, 700	318, 400	341, 700	383, 400	439, 800	
	50	273, 700	289, 200	319, 400	343, 000	384, 300	440, 300	
	51	274, 200	289, 700	320, 400	344, 200	385, 300	440, 700	
	52	274, 600	290, 300	321, 400	345, 400	386, 200	441, 200	
	53	275, 000	290, 800	322, 200	346, 300	386, 800	441, 800	
	54	275, 500	291, 300	323, 300	347, 500	387, 600	442, 200	
	55	276, 000	291, 800	324, 300	348, 700	388, 400	442, 500	
	56	276, 400	292, 300	325, 200	350, 000	389, 300	442, 800	
	57	276, 900	292, 800	326, 100	351, 000	389, 900	443, 200	
	58	277, 300	293, 600	327, 100	351, 900	390, 600		
	59	277, 700	294, 400	328, 100	353, 000	391, 400		
	60	278, 100	295, 100	329, 000	354, 200	392, 000		
	61	278, 500	295, 800	330, 000	355, 300	392, 600		
	62	278, 900	296, 800	331, 200	356, 600	393, 300		
	63	279, 300	297, 700	332, 400	357, 800	394, 000		
	64	279, 700	298, 500	333, 600	358, 800	394, 600		
	65	280, 100	299, 300	334, 300	359, 800	395, 300		
	66	280, 500	300, 200	335, 500	360, 800	395, 800		
	67	280, 900	301, 000	336, 600	361, 900	396, 400		
	68	281, 300	301, 800	337, 500	363, 000	396, 900		
	69	281, 700	302, 600	338, 600	363, 800	397, 300		
	70	282, 200	303, 600	339, 300	365, 000	397, 900		

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	71	282,700	304,500	340,400	366,100	398,400			
	72	283,100	305,400	341,600	367,200	398,700			
	73	283,600	306,300	342,700	367,900	399,000			
	74	284,200	307,200	343,900	368,700	399,500			
	75	284,800	308,100	345,000	369,500	399,900			
	76	285,300	309,000	346,100	370,200	400,200			
	77	285,800	309,900	347,200	370,700	400,500			
	78	286,400	310,900	348,400	371,200	401,000			
	79	287,000	311,900	349,400	371,800	401,600			
	80	287,500	312,800	350,500	372,300	402,000			
	81	288,000	313,300	351,400	372,900	402,300			
	82	288,500	314,200	352,400	373,400	402,700			
	83	289,000	315,100	353,300	373,900	403,200			
	84	289,500	315,900	354,300	374,400	403,600			
	85	290,100	316,800	355,300	374,800	404,000			
	86	290,600	317,800	356,100	375,200				
	87	291,100	318,800	356,900	375,800				
	88	291,600	319,800	357,700	376,400				
	89	292,100	320,700	358,200	376,700				
	90	292,600	321,800	358,800	377,200				
	91	293,100	322,800	359,500	377,600				
	92	293,600	323,900	360,100	377,900				
	93	294,100	324,700	360,500	378,500				
	94	294,700	325,400	360,900	379,000				
	95	295,300	326,100	361,400	379,500				
	96	295,900	326,700	361,800	380,000				
	97	296,600	327,200	362,300	380,600				
	98	297,100	327,500	362,700	381,100				
	99	297,600	328,100	363,200	381,600				
	100	298,100	328,700	363,600	382,000				
	101	298,600	329,100	364,000	382,600				
	102	299,100	329,700	364,500	383,100				
	103	299,600	330,300	364,900	383,600				
	104	300,000	330,900	365,200	384,100				
	105	300,400	331,300	365,700	384,700				
	106	300,900	331,800	366,200	385,200				
	107	301,400	332,300	366,700	385,700				
	108	301,700	332,800	367,200	386,200				
	109	301,900	333,200	367,700	386,800				

	110	302, 200	333, 600	368, 200				
	111	302, 400	333, 900	368, 700				
	112	302, 800	334, 200	369, 100				
	113	303, 000	334, 500	369, 500				
	114	303, 200	334, 900	369, 900				
	115	303, 600	335, 300	370, 400				
	116	303, 800	335, 600	370, 900				
	117	304, 100	335, 700	371, 300				
	118	304, 400	336, 000	371, 800				
	119	304, 700	336, 400	372, 300				
	120	305, 000	336, 600	372, 800				
	121	305, 300	336, 800	373, 100				
	122	305, 700	337, 100					
	123	306, 000	337, 400					
	124	306, 300	337, 700					
	125	306, 500	337, 900					
	126	306, 700	338, 200					
	127	307, 000	338, 600					
	128	307, 400	338, 800					
	129	307, 600	338, 900					
	130	307, 900	339, 200					
	131	308, 300	339, 600					
	132	308, 700	339, 900					
	133	308, 800	340, 200					
	134	309, 100	340, 600					
	135	309, 600	341, 000					
	136	309, 900	341, 400					
	137	310, 100	341, 700					
	138	310, 400	342, 100					
	139	310, 700	342, 500					
	140	311, 000	342, 900					
	141	311, 200	343, 200					
	142	311, 600	343, 600					
	143	312, 000	343, 900					
	144	312, 300	344, 300					
	145	312, 400	344, 600					
	146	312, 700	345, 000					
	147	313, 000	345, 400					
	148	313, 400	345, 800					

	149	313,700	346,100					
	150	313,900	346,500					
	151	314,200	346,900					
	152	314,500	347,300					
	153	314,900	347,600					
	154	315,100						
	155	315,300						
	156	315,600						
	157	315,900						
	158	316,200						
	159	316,500						
	160	316,800						
	161	317,200						
	162	317,500						
	163	317,800						
	164	318,100						
	165	318,500						
	166	318,800						
	167	319,100						
	168	319,400						
	169	319,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		243,300	264,200	271,600	282,100	298,800	337,000	382,400

備考 この表は、病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

附 則

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された病院事業局の企業職員をいう。）に対する改正後の第9条第4項第1号の規定の適用については、同号中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項」と、「同法」とあるのは「地方公務員法」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定による採用に係る任期が満了した日」とする。

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、令和7年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和7年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年10月25日（土）午後1時30分から午後3時30分まで
- (2) 場 所 山形市

2 受験手続

調理師試験受験願書を令和7年6月2日（月）から同月16日（月）までの間に、県内在住の者は最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に、県外在住の者は山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（県外在住の者については郵送も可能とし、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課において同月16日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（電話023(630)2621）又は各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和7年7月22日まで縦覧に供する。

令和7年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール山形南
山形市若宮三丁目7番8号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（変更前）

名 称	所 在 地
イオンモール山形南ショッピングセンター	山形市若宮三丁目7番8号

（変更後）

名 称	所 在 地
イオンモール山形南	山形市若宮三丁目7番8号

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和7年2月27日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年7月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

令和7年3月21日印刷
令和7年3月21日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県